

「医療費のお知らせ」の配布について

1. 目的

「医療費のお知らせ」は、あなたとご家族の医療費を確認していただくものです。

- ・ 配布期間：2021年2月1日以降 順次配布
被保険者（従業員）の職場宛にハガキを送付します。
- ・ 注意事項：掲載内容は「2020年1～11月」診療分です。

2. 参考情報

「医療費のお知らせ」は、医療費控除の明細の一部としてご利用いただけます。

年間医療費(自己負担分)が10万円を超える場合、医療費控除が申告できます。

<「医療費のお知らせ」の見方>

従業員氏名

受診者氏名

窓口で支払った額 ※注意②

受診者氏名	受診年月	診療区分	診療日数	医療費の総額	健康保険組合等から支払った額	窓口で支払った額	健康保険組合等から支払った額	健康保険組合等から支払った額
健保 太郎	2019 08	本人外来	1	10000	7000	3000	0	0
健保 太郎	2019 08	本人外来	1	126040	88228	37812	0	0
健保 花子				220	2254	966	0	17000
健保 一太				220	854	0	0	0
合計				213180	149226	63588	0	17000

医療機関名 ※注意③

ここを確認！

年分 医療費控除の細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制を受けられません。

住所 _____ 氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(*)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

円 円 円



- ① 「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費もあります(薬局での薬代等)。記載のなかった医療費については領収書に基づき、**ご自身で「明細書」に追記し申告してください。**(明細書は国税庁のホームページからダウンロードできます)
- ② 「医療費のお知らせ」の記載内容が実際の負担額と相違・不足がある場合は、**領収書に基づいてご自身で訂正し、申告してください。**
- ③ 医療機関名が「柔道整復師」の場合は、医療費のお知らせに領収書で確認した**施術所名をご自身で訂正し、申告してください。**
- ④ 「医療費のお知らせ」が利用できるようになりますが、税務署から領収書の提示、提出を求められる場合がありますので、**領収書は必ず5年間保管してください。**

申請方法等、詳しくは、**国税庁ホームページ**をご確認ください。ただ、**最寄りの税務署**にお問合せください。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

医療費のお知らせに関するご質問は、
 トヨタ車体健康保険組合 担当：内藤
 内線：81-2755
 外線：0566-36-3927
 時間：月～金
 8：30～12：00、13：00～17：30